

【別紙 1】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号 による随意契約の発注見通し及び契約内容等

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の発注見通し及び契約内容等について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容 (契約名称)	契約締結予定日	契約の相手方氏名又は名称	契約の相手方の決定方法及び選定基準
魅力創造発信課	広報もりぐち配布業務委託	令和 7 年 4 月 1 日	公益社団法人 守口市シルバー人材センター 理事長 川部 政彦	地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センターであり、本業務の履行が可能であること。